

## 賃貸借契約書（案）

### 1 借入物品

品名	規格・銘柄等	単位	数量	備考
		台	3	詳細は仕様書に記載のとおり。

2 賃貸借料 月額￥\_\_\_\_\_

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額￥\_\_\_\_\_)

3 賃貸借期間 引渡日から5年間(60か月)

4 設置場所 えひめこどもの城(松山市西野町乙108番地1)

5 契約保証金 ￥\_\_\_\_\_ ※長期継続契約：契約金額を年額に換算した額の10分の1以上の額。

(注) 「入札（契約）保証金免除申請書」を提出し、「入札（契約）保証金免除決定通知書」により免除の決定を受けた場合は、免除と記載する。

借主 愛媛県(以下「甲」という。)と貸主\_\_\_\_\_ (以下、「乙」という。)とは、上記物品について、別記の条項により賃貸借契約を締結する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 住 所 愛媛県松山市一番町4丁目4-2

名 称 愛媛県

代表者 知事 中村 時広

乙 住 所

商号又は名称

代表者

(総則)

第1条 甲及び乙は、この契約書（頭書及び別記を含む。以下同じ。）に基づき、別添の仕様書に従い、この契約を誠実に履行しなければならない。

2 この契約の締結に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(権利又は義務の譲渡等)

第2条 乙は、この契約により生じた権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承認を得た場合はこの限りではない。

(長期継続契約の場合の特約事項)

第3条 甲は、頭書3の規定に関わらず、翌年度以降において甲の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除するものとする。

(納入等)

第4条 乙は、期限までに甲の指定する場所に借入物品を納入り、使用可能な状態に調整した上で、甲の使用に供しなければならない。

2 乙は、前項の納入及び設置が完了した時は、甲に対し設置完了報告書を提出しなければならない。

3 借入物品の納入及び設置に要する費用は、乙の負担とする。

(検査)

第5条 甲は前条の規定による設置完了報告書の提出があったときは、速やかに当該物品の検査をしなければならない。

2 乙は、前項の検査に立ち会うものとし、これに立ち会わなかつたときは、検査の結果について、甲に對して異議を申し立てることができない。

3 甲は、第1項の検査に合格した時をもって、乙から借入物品の引き渡しを受けたものとする。

(修補又は交換)

第6条 乙は、納入した借入物品の全部又は一部が前条第1項の検査に合格しないときは、甲の指定する日までに、修補又は交換により、速やかに代品を納入しなければならない。

2 乙は、前項の規定により修補又は交換による代品を納入しようとするときは、あらかじめその旨を甲に通知するとともに、設置完了報告書を付して行わなければならない。

3 前項の規定により設置完了報告書の提出があったときは、前条の規定を準用する。

(契約不適合責任)

第7条 甲は、引き渡された物品が品質、規格又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、当該物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 甲は、前項に規定する場合において、相当の期間を定めて履行の追完の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行の追完がないときは、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次号のいずれかに該当する場合は催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明

らかであるとき。

(借入物品の保管、使用)

第8条 甲は借入物品を本来の用法及び諸法令に従い、通常業務のため、善良なる管理者の注意を持って使用及び補完するものとする。

- 2 甲は、車両の保管、使用、運行等に関し、本来の用途及び道路運送車両法その他法令に違反し生じた責任または罰金等について、一切の責任と負担を負うものとする。
- 3 甲は、車両の保管若しくは使用に起因した事故により、第三者に対し損害を与えたときはその賠償の責を負うものとする。

(賃貸借料の請求及び支払)

第9条 乙は、毎月初めに前月分の賃貸借料にかかる請求書を甲に提出するものとする。

- 2 甲は、乙から正当な請求書を受理した日から起算して30日以内に乙に賃貸借料を支払わなければならない。

(賃貸借料の日割計算)

第10条 頭書2に掲げる賃貸借料について、賃貸借期間の始期及び終期が月の中途中に係るとき、又は乙の帰すべき事由により甲が借入物品を借受けることができなかつた日があるときは、当該月額の賃貸借料は、日割計算によって算出した額とし、円未満の端数は切り捨てるものとする。

- 2 前項の日割計算は、暦日数により行うものとする。

(支払遅延利息)

第11条 乙は、甲の責に帰する事由により前条の規定による賃貸借料の支払が遅れた場合には、甲に対して政府契約の支払い遅延に対する遅延利息の率を定める告示（昭和24年12月12日大蔵省告示991号）の割合で遅延利息の支払いを請求することができる。

(保険)

第12条 乙は、借入物品の賃貸借期間中、必要な保険料を負担するものとする。

(事故処理)

第13条 乙は、第8条第3項の事故について、甲からの要請に基づき、事故処理に関し甲に協力する。

(使用上の損傷等)

第14条 甲は、その責めに帰すべき事由により、当該借入物品を滅失し、又は毀損した場合において、乙が要求するときは自己の負担において原状に回復しなければならない。ただし、借入物品の滅失又は毀損の原因が甲の故意又は重大な過失によらない場合は、この限りでない。

(納入の延期)

第15条 乙は、使用開始日までに借入物品を納入することができないときは、その理由を詳記して、納入の延期を願い出ることができる。この場合において、その理由が乙の責めに帰することができないものであるときは、甲は、相当と認める日数の延長を認めることができる。

(履行遅滞に伴う遅延損害金)

第16条 甲は、乙がその責めに帰する理由により使用開始日までに借入物品を納入することができなかつたときは、使用開始日の翌日から物品を納入し検査が合格する日までの日数に応じ、契約金額に3%を乗じて計算した額を、遅延損害金として徴収するものとする。

- 2 前項の日数には、設置完了報告書の提出のあった日から検査を終了した日までの日数を算入しないものとする。

(借入物品の返還)

第17条 甲は、賃貸借期間が満了したとき、又はこの契約が解除されたときは、借入物品を速やかに返還

するものとする。ただし、乙の承諾を得たときは、この限りではない。

2 借入物品の返還に要する経費は、乙の負担とする。

(甲の解除権)

第18条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催促をし、その期間内に履行がないときには、この契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号いずれかに該当する場合は、前項の勧告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(2) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(3) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき。

(4) 第20条の規定によらないで、乙から契約解除の申出があったとき。

3 第1項又は前項の規定により契約が解除されたときは、契約保証金は、違約金として甲に帰属するものとする。

4 乙は、第1項又は第2項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

(違約金)

第19条 乙は、契約保証金の納付がなく、前条第1項又は第2項の規定により契約が解除されたときは、契約金額を年額に換算した金額の10分の1を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 乙が前項の違約金を甲が指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から起算して支払の日までの日数に応じ、年3%の割合を乗じて計算した額の遅延利息を徴収する。

(乙の解除権)

第20条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(事情変更による契約の変更)

第21条 契約締結後において、天災地変その他の不測の事情に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不適当と認められるにいたったときは、その実情に応じ、甲乙協議して、書面により契約内容を変更することができる。

(規定損害金)

第22条 甲の責めによるこの契約の解除又は第14条の規定により、契約終期前に契約が終了した場合は、甲は未経過期間対応分の規定損害金を乙に支払うものとする。

2 前項の規定損害金の額は、別途甲乙協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

第23条 この契約に関して生じた甲乙間の紛争については、松山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄

裁判所とする。

(協議)

第24条 この契約に定めのない事項又は履行について疑義が生じた場合は、愛媛県会計規則によるほか、その都度、甲乙協議して定めるものとする。